

令和元年8月定例教育委員会 会議録

8月定例教育委員会を令和元年8月28日（水）午後1時30分 市役所401会議室に招集する。

◆出席者

教育長 滝 誠

教育委員 教育長職務代理者 高木浩行 委員 紀藤統一 委員 田中秀佳
委員 奥村康祐 委員 小倉志保 委員 堀 美鈴

事務局 中村教育部長 小島子ども・子育て監 長瀬学校教育課長
神谷主幹 上原文化スポーツ課長 中村歴史まちづくり課長
間宮子ども未来課長 大藪指導主事 永濱指導主事

記録者 和泉知子

傍聴者 なし

◆次第

1 開会

2 教育長報告

(前回会議録の承認)

3 付議事件の審議

第19号議案 犬山市立幼稚園条例施行規則の一部改正について

第20号議案 犬山市教育相談設置規則の廃止について

第21号議案 犬山市英語指導講師の任用、給与、勤務条件等に関する取扱
規程の廃止について

第22号議案 犬山市の市費負担教員の任用、給与、勤務条件等に関する取
扱規程の廃止について

第23号議案 犬山市家庭児童相談室規程の一部改正について

第24号議案 犬山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に
関する条例施行規則の一部改正について

第25号議案 犬山市立保育園条例施行規則の一部改正について

第26号議案 犬山市立認定こども園条例施行規則の一部改正について

第27号議案 犬山市教育委員会事務局規則の一部改正について

第28号議案 犬山市教育委員会事務局決裁規程の一部改正について

第29号議案 犬山市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正について

第30号議案 犬山城修理委員会委員の委嘱について

第31号議案 犬山城城郭調査委員会委員の委嘱について

第32号議案 犬山市文化史料館の設置及び管理に関する条例施行規則の
一部改正について

第33号議案 犬山市文化史料館南館ネーミングライツパートナー選定委
員会規則の制定について

- 第34号議案 犬山市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
- 第35号議案 犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
- 第36号議案 内田多目的広場テニスコートの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

4 通信及び請願

5 協議・連絡

- (1) 議会の議決を経るべき事件
- (2) 後援名義使用許可に関する報告
- (3) 令和元年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
- (4) 9月・10月行事予定表について
- (5) 市立図書館館内特別整理の実施について 9/17(火)～10/1(火)
- (6) いじめ防止に向けて

6 自由討議

7 その他

8 閉会

◆議事内容

開 会	
教 育 長:	ただ今より8月定例教育委員会を開催します。
教育長報告	
教 育 長:	<p>皆さん、こんにちは。8月も終盤になりまして、子どもや先生方はおそらく夏休みが終わってしまうという寂しさをお感じになってみえるでしょうし、逆に保護者の方にとっては、やっとこれで休みが終わる、子どもが学校に行ってくれると、ほっとされてみえるのではないかなということ予測いたします。お盆明けから今週に入ってからかでしょうか。朝晩の涼しさが感じられるようになりまして、季節は確実に秋に向かっているなどということを実感している今日でございます。九州のほうでは大雨に伴って大きな被害が出ているようですが、もう雨やんでくれというふうに祈っているところでもあります。この夏休みになりますけど、市内幼保小中におきましては、大きな事件事故もなく子ども達は無事に過ごせているという状況です。9月に入りますと再び暑さがぶり返してくるだろうけれど、昨年までとは違いまして、エアコンの効いた教室で快適な環境のもとで子ども達が教育活動を展開できるのではないかなと思っています。</p> <p>夏休み中にお二人の方の講演を聴く機会があって、勉強になったのがそのお話の内容ではなくて、お人柄のようなものを感じ取りました。1つは聞かせてやるという姿勢ではなくて、聞いていただくという姿勢でないと、どんな話も受け入れ難いなどということを実感しました。2つ目</p>

	<p>はですね、自分のことを自分の口でお話をされるのではなくて、他の方を通じてお話を聞く、あるいは自分のことを他の方のお話を通じてされるほうが、理解が得られやすいのではないかということを変更して思いました。年を取ってからはならないことが3つあると言われております。1つは昔話、2つ目が自慢話、3つ目が説教だそうです。自分も公の場で、そんなにたくさんの皆様方のお話する機会はないと思っておりますけど、こうしたことを肝に銘じてお話をできたらいいなということをおもった次第であります。</p> <p>10月から消費税率が10%に上がります。また、幼児教育・保育料が無償化になるところでありまして、今回の定例教での議題も条例規則改正の案件がたくさんございます。本日の会議が円滑にかつ効果的に進められるように、私も努力をいたしますので委員の皆様方についてもご協力がいただけたらなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。なお、前回の定例教の会議録を今から回させていただきますので、ご覧いただいております。ご署名をお願いしたいと思います。</p> <p>早速、付議事件の審議に入りますがいろいろな関係がありますので、4類に分けてご議論をいただこうと思っております。先ず、第1類は19号、24号、25号、26号、29号の5件であります。第2類が27号、28号の2件。第3類が20号、21号、22号の3件。第4類が23号以下、今申し上げた番号以外の番号で、4つに分けて説明を聞き、ご議論をいただこうと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>教育長：</p>	<p style="text-align: center;">第19、24、25、26、29号議案</p> <p>第19、24、25、26、29号議案について、続けて事務局のほうからご説明をお願いします。</p>
<p>長瀬課長：</p>	<p>それではお願いします。先ず、第19号議案「犬山市立幼稚園条例施行規則の一部改正について」です。こちらについては10月からの幼保無償化に合わせまして、子ども・子育て支援法が改正されます。それに伴って、こちらの規則の一部を改正するものです。4ページの新旧対照表をご覧ください。こちらの旧の改正前の17条にあります「授業料の減免の申請」を削除いたしまして、「給食費の免除」ということで17条といたしまして、それ以降は条文の番号がずれますので、それを訂正するものです。他は字句の訂正等がございます。説明は以上です。</p>
<p>間宮課長：</p>	<p>それでは第24号議案「犬山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例施行規則の一部改正について」説明します。これにつきましては、10月からの保育無償化に関連して改正するものです。内容につきましては5ページ新旧対照表をご覧ください。無償化に伴いまして、3歳以上児の利用者負担、保育料が0円となるため減免規程の対象を3歳未満児のみとするために、別表の減免額のところの新旧を比べていただきますと、旧にある1号、2号、6条、7条が新では消えております。これにつきましては、公立幼稚園、私立幼稚園の1号認</p>

	<p>定子ども、保育園の2号認定子どもを減免規程の中から除外するという ことで改正するものであります。</p> <p>続きまして、第25号議案「犬山市立保育園条例施行規則の一部改正 について」です。これにつきましては、給食費の関係で市町村民税の所得割額360万円未満の世帯、生活保護世帯、第3子以降のお子様の給 食費を全額免除するという規定をするものであります。</p> <p>続きまして26号議案「犬山市立認定こども園条例施行規則の一部改 正について」につきましては、保育園条例と同様に市町村民税の所得割 額360万円未満の世帯、生活保護世帯、第3子以降のお子様について、 減免するというものでございます。</p> <p>第29号議案「犬山市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正につ いて」は無償化には関連はありませんが、育児休業をする場合の2歳児 について、来年度から育児休業退園を無くすということで改正するもの です。それについて規定するものです。説明は以上です。</p>
教 育 長:	<p>今、5つまとめて説明いただきましたが、幼保の関係でありますけど、 幼保の保育料、授業料等の、10月から無償化になることに伴った規則 条例の改正が中心でありましたが、今の5件、どこからでも結構ですが、 ご意見ご質問があったらお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
堀 委 員:	<p>2歳児の育児休業退園を無くすということで、多分そんなに影響はな いような気はしますが、今の保育士不足の中で多少影響はありますか。</p>
間宮課長:	<p>一応実績としては10人に満たないくらい的人数ですので、過去2年 間の実績をみて、保育士の増減に関わらず受入れが可能だと。実際3歳 児になれば、4月からまた入園するという前提で考えると数ヶ月だけ退 園していただくということは、子どもさんの保育環境からいうと、あま り好ましいことではないだろうということで、拡大することにいたしました。</p>
堀 委 員:	<p>わかりました。</p>
教 育 長:	<p>保護者の方にとっても有難いと感じていただけることかと思えます。 他にどうでしょうか。</p>
田中委員:	<p>2歳児の育休退園を無くすということですが、これは国の法令改正に 関係ありますか。犬山独自でこの時期にやっているのですか。</p>
間宮課長:	<p>関係はございません。ちなみに県内でも考えがばらばらで、27年度 に新制度に変わった時に、どうするかという話が全国的にばらばらだっ たんです。犬山市については従前どおりということで、未満児は育休退 園していただくということでやってきていましたが、やはりそういう要 望もあるということで、再検討した中で過去2年間の実績をみて、受け 入れに問題ないだろうということで考えました。理想は全年齢を受け入 れることが一番いいのですがそれは難しいということで、まずは2歳か らやるんですが、県内で全年齢やっているのが9市町、2歳児以上を受 け入れは6市町がやっています。県内64市町村ありますので、その中</p>

	で15市が何がしら拡大しているという状況です。
教育長:	市町村で対応はばらばらだけど、犬山としては1歩前に前進できたという状況かと思います。
田中委員:	たまたまこの時期と一緒に検討しようとなったのか、この話が出てきた経緯を少し知りたいなと思います。
子ども・子育て監:	以前から育児休業の退園については、全国的なニュースで流れた時期がありまして、その時から検討はできないかとは思っていたところで、ただし、3歳未満児つきましては、待機児童を出さないというのが第1に思うところでありまして、無理であると判断していたところですが、ここのところ3歳未満児について入園がわりと横ばい、もしくは気持ち下がってきた部分もありまして、じゃあ何とかならないかというところで改めて数字を確認して、現状3歳未満児の保育については、スペースも限られています。保育士も十分確保が出来るわけではないという中で、現状を変えない範囲内でも、受け入れができるかどうかを確認したということです。なのでたまたま時期としてはこの無償化の時期に当てはまっただけであって、以前から検討はしていたけれど、何とか2歳児のところだけだったら、受け入れられるのではないかというところで、このようになったということです。年齢につきましては「各市町村で定められる」と規定がされているものですから、各市町ばらばらですけど、他にも3歳児以上ではなくて、3歳児未満児すべて受け入れてみえる市町村もあるんですけど、2歳から受け入れているというところもあったものですから、うちでもそれができないかということで検討しました。
教育長:	よろしいですか。はい。他どうでしょうか。特にないようです。 今、19号、24号、25号、26号、29号の5件について、あえて議題の中身については申し上げますけど、ご承認はいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。
	第27、28号議案
教育長:	続いて、第2類の審議に移ります。第27、28号議案について、ご説明をお願いします。
間宮課長:	それでは第27号議案「犬山市教育委員会事務局規則の一部改正について」です。これにつきましては、教育・保育の無償化に伴いまして改正するものであります。2ページの新旧対照表をご覧ください。新たに教育・保育給付認定と施設等利用給付認定が入ります。それから利用者負担額の決定ということで、給付支給認定と利用者負担額の決定を切り分けて表示をすることにいたします。 第28号議案「犬山市教育委員会事務局決裁規程の一部改正について」は、第27号と同様に無償化に合わせまして改正するものです。2

	ページの新旧対照表をご覧ください。教育・保育給付支給認定と利用者負担額の決定が1文になっていたものを、給付認定と利用者負担額の決定の2つに分けるということで改正するものです。説明は以上です。
教育長:	今の27、28号の2件とも同じような関係です。教育・保育給付に関する支給認定及び利用者負担額の決定という1文を給付認定に関することと、利用者負担額の決定に関することの2つに分けたということです。これにつきまして何かご意見ご質問ありますでしょうか。特によろしいですか。特にないということです。 では、第27、28号議案についてご承認いただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。
	第20、21、22号議案
教育長:	続いて、第3類の審議に移ります。第20、21、22号議案について、ご説明をお願いします。
長瀬課長:	それではお願いします。第20号議案「犬山市教育相談設置規則の廃止について」です。この案を提出するのは、来年度地方公務員法の改正がありますので、それに伴い規則を廃止するものです。教育相談員というのは、現在、適応指導教室「ゆう・ゆう」にいていただく5名の相談員さんのことです。こちらについては、平成25年度まで4名予算を組んで報酬として支払っていたものになります。平成26年度からは嘱託員扱いから市のパート職員に変更しておりまして、実質こちらの規則については、運用はしていなかったということで廃止をさせていただきます。 続いて21号議案をお願いします。第21号議案「犬山市英語指導講師の任用、給与、勤務条件等に関する取扱規程の廃止について」。こちらも20号議案と同様に、令和2年4月1日に地方公務員法が変わるに伴いまして、改正する必要があるからです。こちらの取扱規程も令和2年4月1日から廃止するというので、こちらは現在、小学校で英語の指導をしていただいているNETの先生方の規程になります。こちらも令和2年4月1日から総務課が管轄をします会計年度任用職員というものになるのですが、そちらに移行するためこの規程を廃止します。 続いて22号議案をお願いします。第22号議案「犬山市の市費負担教員の任用、給与、勤務条件等に関する取扱規程の廃止について」。こちらも来年度から地方公務員法が改正されるため、この訓を廃止するものです。この訓は令和2年4月1日から施行するというので、現在の状況ではありますが、令和元年度については市費負担の常勤講師の方は6名いらっしゃいます。その6名が、新たに会計年度任用職員ということで雇用をさせていただきますので、こちらの訓については廃止をするということで上程をさせていただきました。説明は以上です。

教育長:	今の3件、「ゆう・ゆう」の相談員、NET、市費の常勤講師でありますけど、地方公務員法の改定によって身分がこれまでとは違うということで、個々に定められていた立場であります。市としては市の基準に合わせたところでの採用になるということで、この規程等については廃止をするという内容です。何かこれについてご意見ご質問あればお願いします。
奥村委員:	英語指導講師が今回の会計任用職員になるにあたって、人数が減ったりしないようにお願いしたいのですが大丈夫でしょうか。
長瀬課長:	令和2年度の予算については、総務課のほうと協議していく予定でして、総務課としては現状の職員は確保してくれる予定にはなっていますので、引き続き予算関係については総務課と協議をしていきます。
教育長:	状況としては人件費がかさむ状況にはなってきますけど、ただ人員配置については現状維持できるように、教育委員会としても努力をしていきたいと思います。他にどうでしょう。ないようです。 では、第20、21、22号議案については、ご承認いただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。
	第23号議案
教育長:	続いて、第4類になりますが、まず第23号議案について説明をお願いします。
間宮課長:	第23号議案「犬山市家庭児童相談室規程の一部改正について」ご説明いたします。この案を提出するのは、家庭児童相談室の移転と、職員の身分を会計年度任用職員に改めるために、規程の一部を改正するものです。新旧対照表をご覧ください。第2条位置ですが、現在は福社会館内で実施しております家庭児童相談室を、会館の閉館に伴いまして保健センター内に移転させます。これにつきましては、閉館まで待たずに年明けから移転させる予定にしております。第7条の職員に関することにつきましては、地方公務員法の改正に伴って、今は嘱託でみえる相談員について、会計年度任用職員に改めるため規程するものです。
教育長:	今提案があったとおりですが、ご意見ご質問があるようでしたらお願いします。
堀委員:	改正前は土曜日も開設していましたが、改正後は土曜日が休業日となっています。土曜日の相談は多かったのでしょうか。そのことで何か影響といいますか、土曜日がなくなることをどのように考えてみえますか。
間宮課長:	土曜日の相談はやめますが、平日の相談時間を、今までは9時から4時までやっていたものを5時まで延長します。1週間でみれば相談時間は余り変わらないです。相談者につきましてはリピーターが多いということで、周知をきちっとしていく中で、土曜日は休業するというふうに

	考えています。
堀 委員:	1日に1時間増えたというのは余り関係ない気がしますけど、他の所で相談できる所もあるとするならば、土曜日がなくなってもいいのかなと思いますけど。
教 育 長:	緊急の相談内容もありますから、土曜日に相談できる場所があるといいと。この家庭児童相談室は土曜日やらないとしても、土曜日に相談がある方はこちらへ相談してくださいという手が打たれればよいということですね。また、それについては検討させていただきたいと思います。他にはよろしいでしょうか。 では、第23号議案についてご承認いただけますでしょうか。
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。
	第30、31、32、33号議案
教 育 長:	第30、31、32、33号議案は歴史まちづくり課の管轄ですので、説明をお願いします。
中村課長:	<p>それでは第30号議案「犬山城修理委員会委員の委嘱について」説明をさせていただきます。この案を提出いたしますのは、犬山城修理委員会を委嘱する必要があるからです。委員名簿にあります3名の方をお願いしたいと思います。全員が前回からの継続でございます。女性は0ということですので、女性比率は0%ということになります。それぞれの所属や専門分野は記載のとおりとなっております。</p> <p>引き続きまして第31号議案「犬山城城郭調査委員会委員の委嘱について」説明をさせていただきます。この案を提出いたしますのは、犬山城城郭調査委員会委員を委嘱する必要があるからです。委員の名簿をご覧ください。4名の方をお願いしたいと思います。全員が継続です。女性は0ということで、女性比率は0%となりますが、今回はもう1名女性の方がみえましたが、今回はどうしても自分の専門の業務が多忙を極めるので、今回の委嘱については辞退したいと。では同じような分野の先生にお願いができないだろうかとご相談をしましたが、その先生の研究されている分野は同じような研究をしてみえる方がみえないということでしたので、この4名でやらせていただきたいと思います。同じく所属や専門分野は記載のとおりとなっております。</p> <p>続きまして第32号議案「犬山市文化史料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について」説明をさせていただきます。この案を提出いたしますのは、犬山市文化史料館南館の設置等をするため必要があるからです。新旧対照表をご覧ください。細かく内容がございますが簡単に言いますと、犬山市の文化史料館に南館を設置することによって、入館料の改定をしたいと考えています。それに伴いまして、使用可能なスペースの拡大も考えています。それにより条例を一部改正しますが、それに伴いまして施行規則も一部改正をします。大きな内容としま</p>

	<p>しては、字句の整理をさせていただいております。</p> <p>続きまして第33号議案「犬山市文化史料館南館ネーミングライツパートナー選定委員会規則の制定について」説明をさせていただきます。この案を提出いたしますのは、犬山市文化史料館南館ネーミングライツパートナー選定委員会を設置するため必要があるからです。こちらのほうは新しく作らせていただく内容となりますが、まずは犬山市附属機関設置条例の一部改正を行いまして、犬山市文化史料館南館ネーミングライツパートナー選定委員会を附属機関として設置します。それに伴いまして、規則を新規に作らせていただくものとなっております。こちらでは第1条で趣旨、第2条で組織、第3条で委員長、第4条で招集及び議事、第5条で庶務、第6条で補則となっております。説明は以上です。</p>
教育長:	<p>歴史まちづくりの関係で4つ一緒に説明をさせていただきましたが、30と31については犬山城の関係で、修理委員会、城郭調査委員会の委員についてですので、この2つについて何かご意見ご質問があるようでしたらお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。女性がおみえにならないわけですが、城郭調査のほうは、前は入ってみえて今回ご辞退をされたものだから、割合が20%から0%になってしまいました。やむを得ない状況かなと思いますが、機をみて該当者がいればということです。特にこの2件についてはよろしいですか。</p> <p>では、第30、31号議案について、ご承認いただけますでしょうか。</p>
各委員:	異議なし。
教育長:	<p>異議なしと認めます。この件は承認されました。</p> <p>次に32号議案にいきます。文化史料館の設置及び管理に関する条例施行規則の改定ですが、これについてはいかがでしょうか。これまで入館料が100円だったのが300円になり、団体については80円が240円になります。それなりに充実した内容になっていくだろうと思います。今回の南館の修復についてはかなりの経費を要するわけですが、これを10年程度で回収するにはこれだけ入館料をいただくと、何とか採算が合っていくかなということを出されたもの。また、近隣の市町のこういった拝観料を参考にしながら金額設定はされたようですが、いかがですか。特によろしいですか。</p>
奥村委員:	入館料は、今現在からくり展示館とセットになっていますか。
中村課長:	<p>そうです。文化史料館としましては、本館と今ご指摘があったからくり展示館とがセットで、現状は100円です。そのからくり展示館は今、借地借家なんですけど、そこを返却しまして、今の文化史料館の南側の駐車場の敷地に南館を建設しまして、そこをからくり展示をメインにしました部分にします。それとセットで300円にするということで提案しようと思っています。</p>
奥村委員:	からくり展示館はなくなるということですか。
中村課長:	返却をするという形です。

教育長:	よろしいですか。他にはよろしいでしょうか。 では、第32号議案について、ご承認いただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第33号議案ですが、文化史料館の南館を新築しているわけですが、これについては、例えば体育館と同じような扱いで、どこかネーミングライツで手を上げていただけたところはないかということで、いくつか手が上がった場合、どこにするか選定するための委員会になると思います。その委員会を作成するためにこういう規則を作りますということですが、これについてはいかがでしょうか。
奥村委員:	体育館の時も同じように選定委員会を作られたのでしょうか。
中村課長:	ご指摘のとおりです。体育館の時もこのようなネーミングライツパートナーの選定委員会を作って、そちらのほうで審議をして選定していただいたという経緯がありますので、それを踏まえて今回提案させていただいております。
教育長:	他にはどうでしょうか。
田中委員:	選定委員会で議論する際の選定基準、こういう組織はだめだとかそういうものは具体的にあるのか、どういうものが基準としてあるのか、教えていただければと思います。
中村課長:	今ご指摘がありましたように、基本的にはこのネーミングライツパートナーの選定委員会の中で検討していくものですが、われわれの今考えています基本的なところといたしましては、やはり内容がわからないような名前では困るだろうということと、できれば地域「犬山」という言葉を入れていただかなければいけないとか、そういうことは現在考えておりますが、基本的にはそれ以外のところはフリーで議論していただければと、ご提案いただければと考えております。
田中委員:	そうすると、どういう団体でというところは特に基準は明文的にはなくて、話し合いの中でということですか。
中村課長:	すみません。今申し上げたのは名前に対しての考え方ですが、基本的に公募をかけるような団体は法人であるとか考えています。例えば、企業と企業が連合で提案することも可能なように考えていこうかなという方針を、現在は持っております。
教育長:	例えば、反社会的な団体の名前が付いては当然いけませんし、その辺りは多分十分配慮されて選定されると思います。他どうでしょうか。
教育長職務 代理者:	率直なところ見込みはどうか。全く白紙の状態ですか。
中村課長:	まずはそういうお声が民間レベルで「あれば手を上げようかな」というのもあるように伺っていますが、われわれそういった場合であっても一社がどうこうではなく、公平に機会を募ってやるということでこのように選定委員会を作ってやろうと考えております。

教育長職務 代理者：	もう1点ですが、選定委員についても充分考慮されるとも思いますけど、公平性をもってお願いしたいと思います。
中村課長：	基本的には7名以内で考えていまして、市の文化財の保護審議会の方だとか、からくり文化の振興に携わる方だとか、当然観光の面もありますので、観光の振興に携わる方、あとは一般の学識経験者の方も含めて考えて参りたいと考えています。
奥村委員：	根本的に犬山市の文化史料館のネーミングライツについて、皆さんはどう思われるのかなど。例えば、横文字のカタカナの会社とかいろいろあると思いますが、それが犬山の文化史料館というものに合うのか。企業の史料館になってしまうようなイメージで、僕はピンときませんが、どう思われているのかと思ひまして。
中村課長：	先程のご質問にもあったように、ネーミングライツで付けられた名前がどこの地域のものなのか、何のものなのかわからないようなそういうネーミングはふさわしくないだろうと考えていますので、その辺はこの選定委員会の中でもしっかりと。まずは条件で付すのか、そこら辺は今後の協議になると思いますが、その辺は気をつけて参りたいと思います。間違っても突拍子もないような、文化財的な雰囲気のないようなものにはならないようお願いしたいなど、そのように配慮して進めてまいりますつもりです。
教育長：	奥村委員が心配されていることは重々理解できますので、その辺りはおそらく考慮されて業者が決まってくるだろうと思います。
教育長職務 代理者：	もう1点確認ですが、そもそもの話ですが「文化史料館」という言葉はまだありますよね。「城とまちミュージアム」という名称ではなくて、「文化史料館」という言い方で通していけばいいんですね。
中村課長：	ご指摘の通りです。正式名称は「犬山市文化史料館」。ネーミングライツで募るのは愛称という形になりますので、それが南館の愛称として使うというような形になります。条例上や正式な名称は「犬山市文化史料館」という形の、その中の南館という形です。「城とまちミュージアム」に関して申し上げますと、リニューアルした時に愛称としてやっていましたが、その後運用していく中で、「城とまちミュージアム」という名前は特に本館に特化したといえますか、もう一つの方は「からくり展示館」という愛称が定着してきましたので、それならば観光の案内をするような雑誌等の中でも、こちらは「城とまちミュージアム」でこちらは「からくり展示館」というような言い方をして運用してきたのが実際のところですので。正式名称が「犬山市文化史料館」というのはずっと変わらずやっております。
教育長：	他にはよろしいでしょうか。特にないようです。 では、第33号議案について、ご承認いただけますでしょうか。
各委員：	異議なし。
教育長：	異議なしと認めます。この件は承認されました。

	第34、35、36号議案
教育長:	第34、35、36号議案、文化スポーツ課の関係を3つ続けて説明をお願いします。
上原課長:	<p>それでは第34号議案「犬山市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について」説明させていただきます。この案を提出するのは、犬山市南部公民館の附属設備使用料の額等を改正するため必要があるからです。新旧対照表をご覧ください。こちらにありますように、文言、語句の統一と南部公民館にある附属設備の使用料についての改正を行うものでございます。使用料につきましては、基本は消費税の対応ということで今回上げさせていただいております。</p> <p>続きまして第35号議案「犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について」説明させていただきます。この案を提出するのは、犬山市民文化会館の附属設備使用料の額等を改正するため必要があるからです。新旧対照表をご覧ください。こちらの改正につきましても先程と同様になりますが、文言、語句の統一と消費税に対する改正になっております。</p> <p>続きまして第36号議案「内田多目的広場テニスコートの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について」説明させていただきます。この案を提出するのは、内田多目的広場テニスコートの利用申請期間について各公共施設との統一化を図る必要があるからです。新旧対照表をご覧ください。改正前は、市内の方は利用しようとする日の3月前というものを、改正後は利用しようとする日の属する月の3月前という形に修正を行うものです。今回の改正で、月の頭に3月後全てが取れるようになり、より利用者に利便性がいくのと、他の施設との兼ね合いもあり他の施設に合わせる意味もありまして、今回改正を行うものです。</p>
教育長:	第34、35号につきましては、南部公民館及び犬山市民文化会館の使用料に対する施行規則の一部改正になります。ご意見ご質問があるようでしたらお願いします
小倉委員:	利用料が消費税で上がるということは推測できたのですが、上がっているものと上がっていないものがあるのはどうしてなのかと思いました。
上原課長:	消費税につきましては、過去全くない状態から、3%、5%、8%、今回10%と上がるわけですが、当然、元の単価がございしますが、それを計算したことによって、今回特に金額の少ないものについては、10円未満の端数については切り捨てになっておりますし、100円に満たないものは全て100円にということになっておりますので、その関係で計算した結果、金額が上がらなかったという形になっております。
教育長:	犬山市全体で見ますと、返って利用料が下がったケースのほうが多くあると聞いています。消費税が10%になりますが、それによって全部

	<p>が全部上がるわけではなく、横のバランスを取りながら使用料が見直されていますのでそういった状況もあります。他どうでしょうか。</p> <p>では、第34、35号議案について、ご承認いただけますでしょうか。</p>
各委員:	異議なし。
教育長:	<p>異議なしと認めます。この件は承認されました。</p> <p>続いて、第36号議案ですが、これについては申請日のスタートが、これまでは使う日の3月前だったのが、使う日の属する月の3月前と文言が変わりました。他の施設に合わせたということですが、これについていかがでしょうか。よろしいですか。特にないということです。</p> <p>では、第36号議案について、ご承認いただけますでしょうか。</p>
各委員:	異議なし。
教育長:	<p>異議なしと認めます。この件は承認されました。</p> <p>今回、案件が多かったものですから少し乱暴な扱いをしたかもしれません。お許してください。付議事件については全てお認めいただいたということで次へ移らせていただきます。</p>
	通信及び請願
教育長:	通信及び請願はありますか。
事務局:	ありません。
	協議・連絡
教育長:	<p>協議・連絡に移ります。全部で6件ありますが、傍聴の方がみえませんので順番に行きたいと思えます。</p> <p>では「議会の議決を経るべき事件」について、お願いします。</p>
	<非公開>
教育長:	「後援名義使用許可に関する報告」について、事務局お願いします。
上原課長:	<p>今回の報告は全部で17件ありますが、そのうち新規が4件、13件が継続案件です。新規の案件No.9「江南ウィンドアンサンブル第30回サロンコンサート」は、音楽を通じて青少年の健全な育成と会員相互の親睦、地域の音楽文化の向上発展に寄与するという目的です。No.11「ギャップママ創立20周年記念コンサート」は、城東小のPTA活動から立ち上がって20年。その成果を披露し歌う楽しさを伝えたいという内容です。No.12「第2回世界一周マラソン大会」については、リトルワールド園内を楽しみながら走り、参加者の健康増進を図るという内容です。以上で説明を終わります。</p>
教育長:	<p>これについて、何かお尋ねになりたいことがおありでしたらお願いします。特によろしいですか。では、次へいきます。</p> <p>「令和元年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定」について、事務局お願いします。</p>
長瀬課長:	<p>資料No.3をご覧ください。1枚めくっていただいて、内訳になります。</p> <p>8月の申請者は6名。内、認定をさせていただいたのは5名です。不認定の1名の方は所得超過と聞いています。認定児童生徒数は10名で、</p>

	内訳については、小学校の子が4名、中学校の子は6名になります。外国人の方は、一番右側におおのの人数が書いてありますので、ご参照ください。説明は以上です。
教育長:	今説明があったとおりですが、何かご意見ご質問はおありでしょうか。よろしいですか。ないようですので次へいきます。 「9月・10月行事予定表」について、簡潔にお願いします。
教育長:	今年度につきましては、中学校の体育大会は同日開催ですが、小学校につきましては各学校の事情に応じまして開催時期がずれておりますので、この点についてご承知おきください。以上です。
教育長:	説明があったとおりですが、何かご質問はございませんか。ないようですので次へいきます。 「市立図書館館内特別整理の実施」について、事務局お願いします。
上原課長:	資料はございません。こちらに書いてあるとおり9月17日から10月1日まで、年に1回ですが図書の整理を行います。この整理については広報等でも市民に周知をさせていただいております。説明は以上です。
教育長:	ご了解くださいということです。ほぼ2週間にわたり市立図書館が閉館になるということです。よろしいでしょうか。 続いて、非公開の「いじめ防止に向けて」を行います。
	<p>「いじめ防止に向けて」</p> <p>報告事案及びこれまでの継続事案についてのその後について説明後、以下の意見、説明があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犬山市外の中学生との関りがある事案は、市外の中学校とも連絡を取りあっているか。他校の指導の状態もわかるとよい。 ・保護者が被害届を出さないのは公表されることに抵抗があるからだが、そのために加害者が罪悪感を感じないのではないか。 ・家庭で起こったことについては、学校や教育委員会がどこまで関わるかは難しいが、お互いの立場で何ができるかを考えて、目的が同じであれば学校は何をすべきか、教育委員会は何をすべきか、家庭は何をすべきかが見えてくる。お互いに責任を放棄することなく連携をし、丁寧に対応していかなければいけない。 ・報告書のいじめ概要に把握方法を、どこから、誰からそういう情報があったのかという情報を、今後可能であれば記載していただくと概要がよくわかる。 ・軽いいざこざや言い合いなどを学校が情報共有することは大事だが、いじめ案件として教育委員会へ報告するかどうかの報告の判断基準を、検討したほうがよいのではないかと思う。 ・月例報告に書かれている報告の判断基準について、何かあった時に何をいじめと判断するのかとか、どの時点でそれを認知していたのかとか、シビアに教育委員会の責任が問われるようなことになった時

	<p>に、どこまでをいじめと判断して共有するか、ここに上がった報告はいじめと認識したということか、判然としないところが出てくるので伺いたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人がいじめられたと感じればいじめと認知する。それを報告するかどうかは学校の判断に任せている。 ・いじめではないと判断して何も手を打たないよりは、いじめがあるかもしれないという危機感をもって子ども達に対応することが大切。 ・学校の判断で提出された報告書が国に報告するいじめ件数になるので、教育委員会としてもいじめと認知したことになる。 ・いじめの報告がないのは、学校が鈍感になっているとも言える。小さなことも報告することは学校が敏感になるのでよいことだ。 ・いじめと報告されれば、教育委員会として学校現場に対してどう指導していくか責任がある。 ・盗難かいじめか判断がつかない事案もあるが、注意して見ていただきたい。 ・先生の指導が生徒に届いているか、よい方向へ導かれているのか不安だ。 ・担任、学年レベルで対応するより学校全体の問題だと共有して、組織として対応することで早く解決へ向かう。
	自由討議
教育長:	自由討議に移ります。発言はありませんか。
	<p>○スクールカウンセラーについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員の皆さんのご意見をお聞きしたい。 ・学校現場に実態を調査し要望を聞いた上で、次回の自由討議の議題にする。
	その他
教育長:	事務局、何かありませんか。
事務局:	ありません。
	閉会
教育長:	これもちまして、8月定例教育委員会を終了（16：14）させていただきます。

【次回開催】 定例教育委員会 9月24日（火）13：30 401会議室